

定例監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第10項の規定により、意見を提出します。

記

1 監査対象及び実施期間

監 査 対 象	実 施 期 間
市長政策部 ・文化創造課 平成30年4月1日から令和元年5月31日までに執行された所掌事務事業について	令和2年1月29日 ） 令和2年2月26日

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 曾 田 康 司

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 工事等の執行状況
- (3) 補助金の執行状況
- (4) 指定管理者制度の運用状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

平成 30 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 市民会館は現在休館しているが、芸術文化活動の推進を図ることは必要と思われる。
引き続き関係団体とも連携、協力し、他の文化施設やまちなかのパブリックスペースなどを活用した事業展開に努められたい。

(文化創造課)

イ 新元号である令和が万葉集を典拠とされ、本市が万葉のふるさととして注目されている。これを契機として、本市の強みである文化遺産を活かし、さらなるシティプロモーションを展開し、魅力発信に努められたい。

(文化創造課)